

総務委員会資料
[総務部]
令和2年11月30日

《条例案》

第 137 号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【人事課】……………	1
第 139 号議案	特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例【人事課】…	2
第 140 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【人事課】……………	3

【第137号議案】

総務委員会資料
令和2年11月30日
総務部人事課

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する期末手当について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

令和2年の給与改定

○期末・勤勉手当

年間支給月数について、現行4.15月を4.10月に改定(0.05月分引下げ)

		6月期	12月期	年間計
現行	期末手当	1.20月	1.20月	4.15月
	勤勉手当	0.875月	0.875月	
令和2年度 (改定後)	期末手当	1.20月	<u>1.15月</u>	<u>4.10月</u>
	勤勉手当	0.875月	0.875月	
令和3年度 以降	期末手当	<u>1.175月</u>	<u>1.175月</u>	4.10月
	勤勉手当	0.875月	0.875月	

3 施行期日

令和2年12月1日から施行する。

ただし、令和3年度以降の期末・勤勉手当については、令和3年4月1日から施行する。

【第139号議案】

総務委員会資料
令和2年11月30日
総務部人事課

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

一般職の期末・勤勉手当の支給月数の改定に伴い、特別職の職員の期末手当支給月数を次のように改定

(1) 年間の支給月数

現行 3. 25月を 3. 20月に改定（0. 05月分引下げ）

（一般職の年間支給月数：令和元年度 4. 15月 → 令和2年度 4. 10月）

(2) 支給期別の支給月数

	6月期	12月期	年間計
現行	1. 625月	1. 625月	3. 25月
令和2年度（改定後）	1. 625月	<u>1. 575月</u>	<u>3. 20月</u>
令和3年度以降	<u>1. 60月</u>	<u>1. 60月</u>	3. 20月

3 施行期日

令和2年12月1日から施行する。

ただし、令和3年度以降の期末手当については、令和3年4月1日から施行する。

【第140号議案】

総務委員会資料
令和2年11月30日
総務部人事課

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、児童相談所に勤務する職員の処遇の改善を図るため、職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

児童相談所に勤務する職員に対する福祉業務従事手当の額の改正

改正前	改正後
1日につき 600円	1日につき 1,080円

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

【参考】

○福祉業務従事手当の支給要件

児童相談所、女性相談センター又は心と体の相談センターに勤務する職員が、福祉に関する指導又は調査の業務（指導又は調査の対象者等と直接接して行う業務に限る。）に従事したときに支給する。